

在宅生活を支える

医 療

かかりつけ医

病院にくらべて小規模な診療所は、在宅医療のキーパーソンといわれる身近な「かかりつけ医」として適しています。日々の健康管理や療養指導だけでなく、必要に応じて高度な医療を提供する病院を紹介してくれます。また、在宅療養支援診療所として、通院が困難な人に対して「訪問診療」や「往診」を行っている診療所もあります。



訪問診療

在宅で療養していく通院が困難な人に対して、医師が計画的、定期的に自宅を訪問して診療を行います。

往 診

在宅で療養していく通院が困難な人に対して、患者の希望や病状の急変などに対応し、不定期に自宅を訪問して診療を行います。

在宅医療のイメージ

在宅患者

医師による病状の診察や医療処置、薬の処方などのほか、看護師による診療の補助と療養上の世話、ホームヘルパーによる日常の生活支援、理学療法士による機能回復リハビリなど、在宅で病院と変わらないような医療・介護サービスを受けることができます。

また、場合によっては歯科医師、薬剤師、栄養士などの訪問を受けることもできます。

かかりつけ医

ふだん通院して受ける日常的な治療、健康管理を、自宅に訪問して行います。かかりつけ医や看護師、ホームヘルパーなどが協力して、住み慣れた場所での全人的なケアやサポートをします。

在宅患者の医療情報の共有・提供など、連携をとって治療・管理にあたります。

病 院

症状が悪化して容体が急変したり、検査が必要になったときなど、必要に応じて専門の病院に入院(通院)し、医療を受けることができます。

かかりつけ薬局

薬局の中でも、在宅で療養していく薬局に行くのが困難な人に対して、薬剤師が自宅を訪問して、薬に関する説明や相談、服薬管理などを行う体制(訪問薬剤管理指導)が整えられている薬局があります。

医療保険や介護保険によって利用できるので、訪問による薬剤管理指導を希望する場合は、まずは「かかりつけ薬局」に相談してみましょう。



かかりつけ歯科医

歯科診療所の中でも、在宅で療養していく通院が困難な人に対して、歯科医師が自宅を訪問して、治療や口腔衛生指導などを行う体制(歯科訪問診療)が整っている診療所があります。

医療保険や介護保険によって利用できるので、訪問による歯科診療を希望する場合は、まずは「かかりつけ歯科医」に相談してみましょう。



患者本人や家族が管理できる治療法(在宅療法)

医療者がいない場合に、患者本人や家族だけで管理することが医療保険で認められている治療法もあります(在宅療法)。

呼吸補助療法

呼吸機能に障害がある場合に、呼吸の補助をする治療です。

- 在宅酸素療法
- 在宅人工呼吸療法
- 在宅陽圧呼吸療法※ など

※マスクなどを使用して空気を送り込む呼吸補助療法

栄養補助療法

食事が困難な場合に、栄養を摂取するための療法です。

- 在宅中心静脈栄養療法
- 在宅成分栄養経管栄養法 など

排泄補助療法

自力で排尿、排便できない場合、その補助を行います。

- 在宅自己導尿療法
- 持続導尿
- 人工肛門 など

補助腎臓療法

腎不全の場合、在宅での人工透析療法が認められています。

- 血液透析(在宅血液透析療法)
- 腹膜灌流(在宅自己腹膜灌流療法) など

在宅注射療法

特定の疾患で、一部の薬剤の在宅使用が認められています。

- 中心静脈栄養製剤
- インスリンなどのホルモン製剤
- モルヒネなどの鎮痛製剤 など